

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
5年 6月 8日	
高崎市長 あて	
提出者 〒370-0069 住 所 高崎市飯塚町805 氏 名 株式会社 研屋 代表取締役 清水 一希 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 027-361-5095	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	高崎市市内現場21件
事業場の所在地	高崎市内一円
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	37億
③従業員数	85人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類（アスファルト・コンクリート）－ 破碎（委託） 木くず－ 破碎（委託）、選別破碎（委託） 廃プラスチック類－ 破碎（委託） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず－ 破碎（委託） 建設混合廃棄物－破碎（委託） 紙くず－ 破碎（委託）、選別破碎（委託） 汚泥－選別（委託） 金属くず－選別（委託） 石綿含有産廃棄物－安定型埋立処分（委託）

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

総括責任	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定 産業廃棄物処理方針の算定
各現場所長	<ul style="list-style-type: none"> 作業現場で排出された廃棄物の管理 マニフェスト等の交付、管理
廃棄物管理担	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理計画の作成 その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	排 出 量	2642 t	35.2 t
	(これまでに実施した取組) 発生した産業廃棄物の分別をする 発注先との協議を実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	排 出 量	2000 t	35 t
	(今後実施する予定の取組) 上記事項の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建築工業、土木工事、解体工事、全ての工事で発生した産業廃棄物の分別を徹底して行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き全ての工事で発生した産業廃棄物の分別を徹底して行っていく。

木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	紙くず	金属くず
289.3 t	71.3 t	1.4 t	2.2 t

木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	紙くず	金属くず
200 t	60 t	1.5 t	2 t

天

汚泥	建設混合物	石綿含有産廃棄物	
31.2 t	21.2 t	7.5 t	t

美

汚泥	建設混合物	石綿含有産廃棄物	
20 t	10 t	5 t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	2642 t	35.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	276 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	1000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
全ての工事で分別を徹底し、適正な業者に処理委託している。			

t	t	t	t

t	t	t	t

木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	紙くず	金属くず
289.3 t	71.3 t	1.4 t	2.2 t
195 t	65 t	t	t
40 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

汚泥	建設混合物	石綿含有産廃棄物	
31.2 t	21.2 t	7.5 t	t
31 t	11.7 t	2.6 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	2000 t	35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	500 t	2 t
	再生利用業者への処理委託量	500 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
今後も全ての工事で分別を徹底し、適正な業者に処理委託する。			
※事務処理欄			

木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	紙くず	金属くず
200 t	60 t	1.5 t	2 t
50 t	20 t	t	t
20 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

表

汚泥	建設混合物	石綿含有産廃棄物	
20 t	10 t	5 t	t
5 t	2 t	1 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。